

# 美波町職員の条例改正

気になる議案

12月定例会に、美波町職員の給与等条例を改正する議案が  
4件提案され可決されました。

## ◆議案第55号 町職員の給与と条例の 一部改正

**内容** 人事院勧告に基づき、給与を月額で平均0.21%、令和4年4月にさかのぼり引き上げ、勤勉手当を正規職員は、0・1カ月分を、再任用職員は、0・05カ月分を12月分から引き上げる条例改正。

**質疑** 戒野議員  
会計年度職員は含まれるのか。また、「退職前再任用短時間勤務職員」の説明を。

**答弁** 浜総務課長  
会計年度職員のフルタイム勤務は改正となる。用語の説明は、後の条例改正議案で説明する。

## 会計年度任用職員とは

自治体に所属する「一般的な非正規職員」で、「臨時職員」「非常勤職員」と呼ばれていた職員。処遇は、期末手当が支給されるよう改善されたが、地方公務員法の適用があり「懲戒」「服務」等の規定対象にもなる。

## ◆議案第56号 町職員の定年等に関する 条例の一部改正

**内容** 地方公務員法の一部改正に伴い、一般職の定

年年齢を60歳から65歳に、医師の定年年齢を65歳から70歳に段階的に引き上げられる。また、管理監督職の上限年齢が60歳になり、定年前再任用短時間勤務職員を任用し、年齢が60歳に達した日以降に退職したものを

を短時間勤務の職に採用することが可能となる。

**質疑** 北山議員  
具体的に説明願いたい。

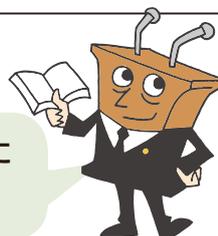
**答弁** 磯野副町長  
【ギカイくんの表参照】

**質疑** 戒野議員  
早期退職者等の希望を募り、優遇上乘せ措置との関連は。

**答弁** 浜総務課長  
早期退職については、そのまま変わりない。

60歳となる年	退職年齢(年度)
現行(令和5年3月以前)	60歳(令和4年度)
令和5年4月~令和7年3月	61歳(令和6年度)
令和7年4月~令和9年3月	62歳(令和8年度)
令和9年4月~令和11年3月	63歳(令和10年度)
令和11年4月~令和13年3月	64歳(令和12年度)
令和13年4月以降	65歳(令和13年度)

一般職の定年年齢は、この表のように段階的に引き上げられます。



**質疑** 中川議員  
再任用される場合の説  
明を。

**答弁** 浜総務課長  
最終定年年齢が65歳に  
なっても、60歳から同じ待  
遇で定年退職できる。その  
後、再任用職員として採用  
される。

**◆議案第57号**  
地方公務員法一部改正  
に伴う関係条例の整備

**内容** 地方公務員法の改正に  
伴い影響のあった美波  
町条例

○公益法人等への職員派遣  
等に関する条例

○美波町人事行政の運営等  
の状況の公表に関する条  
例

○美波町職員の分限に関す  
る手続き及び効果関する  
条例

○美波町職員の懲戒手続き  
及び効果に関する条例

○美波町職員の勤務時間、  
休暇等に関する条例

○美波町職員の育児休業等  
に関する条例

○美波町職員の給与に関す  
る条例

○美波町水道事業職員の給  
与の種類及び基準に関す  
る条例

○美波町職員の再任用に関  
する条例

**質疑** 中川議員  
いつまでに改正するの  
か。

**答弁** 浜総務課長  
施行日は、令和5年4  
月1日となっている。

**◆議案第58号**  
町職員の高齢者部分休  
業に関する条例制定

**内容** 豊富な知識、技術、経  
験等を持つ高齢期職員

の働き方の選択肢を多様化  
させるために条例制定する。

**質疑** 中川議員  
高齢者の説明と部分休  
業は年休にあたるのか。

**答弁** 浜総務課長  
年休（年次有給休暇）  
とは全く違うもので、高齢  
者は55歳。

**質疑** 戎野議員  
この対象人員はどの程  
度想定しているか。減額の  
対象となる部分休業時間  
が、一時間未満の場合どの  
ような対応をするのか。

**答弁** 浜総務課長  
人員の把握はできていな  
い。給与計算は、職員給与  
に関する条例がありそこで時  
間給を算出して減額する。

**質疑** 岩瀬議員  
どういう職員を対象に  
考えているのか。

**答弁** 浜総務課長  
考えているのか。

**答弁** 浜総務課長  
想定は出来ていない。

高齢者部分休業と再任用短時間勤務の比較

	高齢者部分休業（定年延長あり）	再任用短時間勤務（定年延長なし）
身分・定員定数・対象	常勤・定数内・55歳以上	非常勤・定数外・60歳以後65歳まで
勤務時間	勤務時間の半分を上限に休業できる	週15時間30分～31時間
給与	給与月額7割に、 勤務しない時間分を減らす	再任用職の決められた給与月額
手当	常勤職員と同様 扶養手当・住居手当あり	一部支給なし 扶養手当・住居手当なし
退職金	60歳時に支給なし 退職時に支給 部分休業期間の1/2を 在職期間から除く	再任用期間中は退職金計算なし
フルタイム勤務復帰	可	不可（別途選考採用なら可）